

公益社団法人日本口腔インプラント学会 中国・四国支部代議員選挙規程

(総則)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会という。」）中国・四国支部代議員の選出等に関しては、本会定款、定款施行細則、代議員選挙規程、代議員及び役員定年規程、中国・四国支部会則の諸規程に基づくほかは、この規程による。

(支部選挙管理委員会)

第2条 中国・四国支部（以下「支部」という。）に支部選挙管理委員会を設置する。

- 2 支部選挙管理委員会の委員は正会員とし、各県から1名を支部長が指名する。また、支部長は委員の中から委員長、副委員長を1名ずつ指名する。
- 3 支部選挙管理委員の委員は、本会理事、本会監事を兼ねることはできない。
- 4 支部選挙管理委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員が出た場合は、直ちに支部長が指名し補充する。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(支部選挙管理委員会の業務)

第3条 支部選挙管理委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 支部選出代議員の選挙（以下「代議員選挙」という。）における選挙人及び被選挙人の資格審査に関する事項
- (2) 代議員選挙立候補者の資格審査に関する事項
- (3) その他、代議員選挙の実施に関する事項

(選挙人及び被選挙人の資格及び確認)

第4条 代議員選挙の選挙人は、改選年度の5月末日に本支部に所属する正会員であって、前年度分までの会費を納入した者とする。

- 2 代議員選挙の被選挙人は、前項に定める選挙人資格に加え、改選年度の4月1日現在、本支部に所属する満68歳未満の正会員であって、前年度分までの会費を納入した者とする。
- 3 代議員選挙の被選挙人は、前項のほか、以下の要件のいずれかを満たす者とする。
 - (1) 第5条第3項に定める告示日において正会員歴が通算6年以上であること
 - (2) 本会認定口腔インプラント基礎系指導医（者）の資格を有すること
- 4 支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会委員長より送付された支部正会員名簿に基づき、支部選出代議員選挙の選挙人及び被選挙人の資格を確認する。

- 5 支部選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人の資格に疑義のある場合、速やかに中央選挙管理委員会にその旨を連絡し、照会するものとする。

(代議員の選出方法及び告示)

第5条 本支部は、定款第6条第3項及び代議員選挙規程第7条の定めにより、代議員を選出するため支部正会員による代議員選挙を行う。

- 2 本支部は、代議員選挙規程第4条により定められる数（以下「代議員定数」という。）の代議員を選出する。
- 3 支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会の指示に基づき、支部正会員に対し、書面等により代議員選挙の告示を行う。

(代議員の区分及び選出母体)

第6条 本支部は、支部選出代議員及びその選出母体を以下のとおり二つに区分する。

- ① 大学系代議員：歯学部ならびに医学部（付属病院歯科口腔外科）等に所属する者
- ② 臨床系代議員：一般診療施設または総合病院等に所属する者

(代議員定数の配分)

第7条 本支部の代議員定数は、各県の会員数および選出母体の活動実績等に応じて、以下のように配分する。

- (1) 大学系代議員数は、15名とし、岡山大学、広島大学、徳島大学から各3名、鳥取、島根、山口、香川、愛媛、高知の国立大学法人医学部歯科口腔外科から各1名ずつの配分とする。
- (2) 臨床系代議員数は、15名とし、各県に1名配分し、残りを会員数等で按分して各県の配置数を決定する。
- (3) 代議員定数に変動があるときは、その都度支部役員会で協議し、支部代議員会で承認を得る。

(代議委員選挙立候補及び届け出)

第8条 第4条第2項及び第3項に定める資格を有する者は、代議員選挙に立候補することができる。

- 2 代議員選挙に立候補する者は、定められた期日までに、支部選挙管理委員会に所定の「支部代議員選挙立候補届」を提出しなければならない。

(立候補者名簿の作成・告示及び異議申し立て)

第9条 支部選挙管理委員会は、代議員選挙立候補者について速やかに資格審査を行い、

選出母体ごとに代議員選挙立候補者名簿を作成する。

- 2 支部選挙管理委員会は、代議員選挙立候補者名簿を本支部ホームページ等により支部正会員に告示するものとする。
- 3 支部正会員は、代議員選挙立候補者名簿について、支部選挙管理委員会に異議申し立てすることができる。
- 4 支部選挙管理委員会は、異議申し立てを受理した場合、速やかに当該異議について審議し、裁定するものとする。
- 5 支部選挙管理委員会は、当該異議申し立てについて、中央選挙管理委員会に諮問することができる。

（代議員選挙の方法）

- 第10条 代議員選挙立候補者が、各大学系代議員および各県の臨床系代議員の配分数に達しない場合には、その必要数を配分調整数とする。配分調整は、支部役員会で協議し、支部代議員会で承認を得る。
- 2 定数を超えた場合には、各大学、各県単位で選挙を実施する。
 - 3 代議員の立候補者数が、第7条に基づく配分数と同数の場合、支部選挙管理委員会は、前項の選挙は実施しない。

（代議員選挙当選人の決定及び報告）

- 第11条 代議員選挙の当選人は、得票数の多い順に決する。得票数が同数の場合は、会員歴の長い候補者を当選人と決する。なお、会員歴が同年の場合は、年長者を当選人とする。
- 2 前条第3項の場合、当該立候補者を当選人と決する。
 - 3 支部選挙管理委員会は、代議員選挙規程第8条に基づき、改選年度の11月末日までに代議員当選人の名簿を中央選挙管理委員会へ提出する。なお、提出書類には、有効投票数及び投票結果を記載するものとする。

（補則）

- 第12条 この規程を改正する場合は、本会理事会の議を経て支部代議員会の承認を得なければならない。
- 2 この規程に定めるもののほか、支部選出代議員選挙の実施に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成22年11月11日）から施行する。

- 2 この規程は、平成２９年３月１２日に一部改正し、同日から施行する。
- 3 この規程は、令和３年２月１４日に一部改正し、同日から施行する。
- 4 この規程は、令和７年５月３１日に一部改正し、同日から施行する。